

## 議案第 5 号 地域集積協力金未払いの扱いについて

地域集積協力金は、令和 6 年度に牧野林地区農用地利用改善団体及び一般社団法人岩手ふれあいチャグファームの両組織に加入申込書を提出し、法人年会費の支払いが確認できた会員へ配分を完了していますが、令和 7 年 6 月 26 日時点で加入申込または法人会費の入金が確認できないことで一部未払いとなっています。

このことから、令和 8 年 3 月 31 日までに加入申込書の提出及び法人年会費の支払いが確認できなかった場合は、個人配分せず牧野林地区農用地利用改善団体の運営費に充てることについて承認を求めます。